



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 サンゲツ
代表者名 代表取締役 安田 正介
社長執行役員
(コード番号 8130 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 伊藤 研治
社長室長
(TEL. 052-564-3314)
財務経理部長 助川 達夫
(TEL. 052-564-3333)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 65 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 本制度の導入目的等

1. 本制度の導入目的

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、「業務執行取締役」という。）を対象に、株主の皆様に変更する価値共有を進めること及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした制度です。

2. 本制度の導入条件

本制度は、当社の業務執行取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、導入にあたりましては、係る報酬を支給することについて本株主総会にて決議されることを条件といたします。

なお、当社の業務執行取締役の報酬額は、平成 27 年 6 月 18 日開催の第 63 回定時株主総会において、年額 400 百万円以内、また、業務執行取締役に対するストック・オプション報酬額は年額 120 百万円以内とご承認をいただいております。

本株主総会では、報酬総額は変更せず、現行ストック・オプション報酬に代え、本制度を新たに導入し、当社の業務執行取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することについて、決議をお願いする予定です。

Ⅱ. 本制度の概要

業務執行取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき業務執行取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 120 百万円以内といたします。各業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 60,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と業務執行取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、業務執行取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、業務執行取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、業務執行取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上